

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十年二月二十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

#### 一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ハローズ総社店  
所在地 総社市井手字延後四八〇―二ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社ハローズ  
住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六一七  
代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
  - (1) 名称 株式会社ハローズ  
住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六一七  
代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行
  - (2) 名称 株式会社ププレひまわり  
住所 広島県福山市西新涯町二丁目一〇―一一  
代表者の氏名 代表取締役 梶原 秀樹
  - (3) その他（未定）
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十年十一月一日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
四千百四十五平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 二百九台
  - (2) 駐輪場の収容台数 八十二台
  - (3) 荷さばき施設の面積 百八平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 三十七・八立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻  
ア 株式会社ハローズ 午前零時（二十四時間営業）  
イ その他 午前九時

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
  - ア 株式会社ハローズ 午後十二時（二十四時間営業）
  - イ その他 午後九時
- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - ア 駐車場一 午前零時から午後十二時まで
  - イ 駐車場二ー一 午前零時から午後十二時まで  
（ただし、一部については午前六時から午後十時まで）
  - ウ 駐車場二ー二及び三 午前六時から午後十時まで
- (4) 駐車場の自動車の出入口の数 六箇所（ただし、出入口五及び六については午後十時から翌午前六時まで閉鎖する。）
- (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

平成二十年二月十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十年二月二十九日から平成二十年六月二十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び総社市産業建設部商工観光課